

委員会提出議案第1号

不妊治療の時限的助成金の創設等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年7月1日 提出

提出者 文教厚生委員会

委員長 南 出 昌 彦

不妊治療の時限的助成金の創設等を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、令和元年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもの数は過去最多の6万598人で、実に14人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、近年は晩婚化などの要因により妊娠を希望する年齢が上がり、不妊に悩む夫婦が増えている。

我が国においては平成16年度から、特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充・緩和し、令和4年度からは保険適用が実施され、不妊治療を行う夫婦にとっては大きな前進となった。

しかしながら、保険適用の対象者は、初めて治療を開始した日の妻の年齢が43歳未満となっており、市民からも『国からもあきらめろと言われてきているようで、とても苦しい』という意見も出ている。さらに、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大による受診控えのため、通院を制限せざるを得ない状況もあり、この約2年間は不妊治療の開始時期等の延伸を余儀なくされ、43歳以上となってしまった夫婦については対象外となり、重い経済的負担を伴う判断を強いられ、落胆の色が隠せないでいる。

よって、国においては、妊娠を希望する夫婦にかかる経済的負担を軽減するため、下記の事項について、早急に実施することを強く要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大による受診控えのため、不妊治療を開始できなかった43歳以上の女性に、助成制度を時限的に創設されたい。
2. 初めての不妊治療開始時点の年齢が43歳未満の女性が保険適用の対象となっているが、年齢制限の緩和、回数制限の緩和にむけた議論をされたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣